

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 12 月 27 日 (金) 第 9 1 6 5 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の変更 (421) (農地・水保全課) . . . . . 2
	一般国道の区域の変更 (422) (道路企画課) . . . . . 2
	県道の区域の変更 (423) (〃) . . . . . 2
	県道の供用の開始 (424) (〃) . . . . . 3
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (425) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 3
	開発行為に関する工事の完了 (426) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農業競争力強化農地整備事業 阿毘緑地区 農地整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和元年12月27日から令和2年1月16日まで

3 縦覧に供する場所

日南町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

## 鳥取県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年12月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
183号	日野郡日南町河上字船谷原14地先から同町宮内字中渡道下モ1954地先まで	変更前	8.7~100.2	921.0
	日野郡日南町宮内字横砂河原686-2地先から同町宮内字上ミ井手ケ市場ケ谷ノ下モ654-2地先まで		7.4~68.8	628.0
	日野郡日南町河上字船谷原14地先から同町宮内字中渡道下モ1954地先まで	変更後	8.7~100.2	921.0

## 鳥取県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年12月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字芦津字キレト37-8地先から同大字字岩バナ46-1地先まで	変更前	5.3~25.2	285.0

	八頭郡智頭町大字芦津字キレト37-8地先から同大字 字岩バナ46-1地先まで	変更後	5.4~22.2	306.0
	八頭郡智頭町大字芦津字キレト37-3地先から同字39 -5地先まで		5.6~12.2	62.0

**鳥取県告示第424号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年12月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字芦津字キレト37-8地先から同大字字岩バナ46 -1地先まで	令和元年12月27日

**鳥取県告示第425号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月27日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表 者の氏名	主たる事務所 の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地 及び面積	採取をする砂利の 種類及び数量	採取の期間	
有限会社コウ メイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町 西一丁目692	鳥取市三津字砂所ノ -871-1 (8,800平方メート ル)	砂（27,598.2立方 メートル）	令和元年12月21日 から令和2年12月20 日まで	令和元年12月20 日

**鳥取県告示第426号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和元年12月27日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和元年11月14日 鳥取県指令第201900212540号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市新屋町字浜田
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市竹内町3565-54  
池田 操